

裁判員裁判制度の3年後見直しについて

弁護士 前田誓也

仙台弁護士会では、刑事弁護委員会が中心となって、裁判員裁判の3年後見直しについて意見書を作成している（平成25年3月13日に発表）。

第一 選択制について

仙台弁護士会の意見書の中で重要なのは、裁判員裁判対象事件について「選択制」を提唱していることである。

具体的内容としては、裁判員裁判対象事件において、公判前整理手続がある場合には公判前整理終了時まで、公判前整理手続がない場合には証拠開示後の相当期間内に、裁判員裁判を選ぶか・通常の職業裁判官による裁判を選ぶかということ、被告人に選択させるということである。

なお、被告人に適切な選択をさせるためには、検察官の手持ち証拠の全面的証拠開示が前提となる。現在のように個別に証拠開示請求を行うのではなく、請求の有無に関わらず、必ず全ての証拠を弁護人に対して開示する制度に改正すべきと言う提言も意見書に含まれている。

第二 選択制を提唱する理由

一 被告人の権利保障

裁判員裁判制度の導入によって刑事司法が改善された面もあると思われる。他方で、被告人の身柄拘束の長期化及び刑事裁判の滞留、一部の犯罪類型の厳罰化等、人権及び公平な裁判という観点からは見過ごし難い、様々な問題点が指摘されている。

被告人の精神状態や人格に対する十分な検討を欠き、また裁判員の「市民感覚」に基づく判断を優先するあまり、刑事法学の原則や理論的根拠を逸脱した審理及び判決がなされる可能性も否定できない。

裁判員裁判と通常裁判に、それぞれの長所と短所があるので、その刑事裁判の結果を引き受ける被告人に、いずれの手続による裁判を受けるかを選択する権利を与えようということ、また、そもそも刑事裁判が適正手続の理念を実現するための重要なプロセスであり、被告人の人権尊重の観点から行われるべきものである以上は、被告人に手続選択の権利が与えられていることがむしろ当然ではないのかとの問題意識から、選択制を提唱するものである。

二 問題のある判決の実例

実際に、平成24年7月30日、大阪地方裁判所が、実姉を刺殺したアスペルガー症候群の被告人に対して下した裁判員裁判の判決（懲役20年―控訴審で懲役14年に変更）には大きな問題があった。この判決は「社会内で被告人のアスペルガー症候群に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもない」こと等を理由として「被告人に対しては、できる限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが、社会秩序の維持にも資する」として、有期懲役の最大刑を科すものであった。

この判決理由は、刑事法の大原則である責任主義を踏み外している。被告人のした犯罪行為自体の重さではなく、受け皿がないという被告人以外の事情を根拠にして、受け皿がない被告人を社会から出来る限り長期間隔離すべきであり、そうやって社会秩序を維持すべきであるとして、可能な最大の刑を科している。行為に対する責任という原則を踏み外した理由づけは到底許容され得えない。

三 「市民感覚」の危うさ

裁判員裁判制度の意義としてよく説明される「市民感覚」という言葉は一見ポジティブに聞こえるが、その言葉自体では何も説明し得ていない。

動機が理解可能で、しかも反省の情を見せている者に対しては寛大な量刑をしたくなるのも「市民感覚」であれば、理解不能で反省しているかどうかもよくわからない者に対しては人間とは異なるモンスターのよう扱いをして自分達の住む社会から排除しようとするのもまた「市民感覚」である。ただ、それは刑事裁判の原則とは異なるものである。

本来「市民感覚」にも良い面と悪い面があるはずであるが、裁判員制度が推進される中で、良いニュアンスの言葉としてのみ無自覚に一人歩きしてきたのではないかという印象がある。

社会の安寧秩序を守ろうという社会防衛的な発想それ自体は否定されるべきものではないが、その発想は、本来は 防犯、将来の犯罪の発生抑止の局面において活かされるべきものである。刑事裁判において社会防衛的な発想が過度にかつ無自覚に流れ込んでくることは避けねばならない。

法曹としては責任主義を絶対の原則としてそれを踏み越えることはないはずだが、仮に裁判官の説示が不十分だった、あるいは十分な説示がなされても裁判員においてそれを理解し得なかった場合は、評議の結果としては責任主義を踏み越えた判断に至ってしまうこともあり得る。前述の大阪地裁判決はその一つの表れである。

四 今後の裁判員裁判のあり方について

それだけに、今現在は徹底的な秘密の元に置かれている評議について、その透明性を確保して検証を可能とすることが必要である。

そして、特に量刑に関しては、評議が、被告人に対する恐怖感・感情論に流れないように、基礎理論の説明から初めて、裁判員が刑事裁判と量刑の理論を十分に理解した上でなければ進めてはならないという制度枠組みにすべきである。そのような理論的に詳細かつ綿密な検討は、裁判員の時間的・能力的な制約を考えれば不可能である、ということであれば、量刑から裁判員を外すことも検討されるべきである。同意見書では、裁判員を量刑に関与させること自体の是非に関する議論もなされている。

しかし、いずれにしても、裁判員裁判の問題点が完全に解決されるわけではない。それゆえ、選択制を設けるのでなければ、被告人の人権（適正手続の理念に忠実かつ公平な裁判を受ける権利）が守られないことになる可能性が否定できない。

それゆえに裁判員裁判の選択制を提唱するものである。